

開発給水の流れ

開発給水の対象となるかを確認する。【申請者】

開発給水対象要件（詳細は裏面を確認してください。）

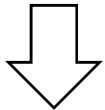
計画一日最大給水量が5立方メートル以上の事業でかつ、次のいずれかの要件に該当するもの。

ア 配水管等の布設を行うとき。

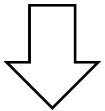
イ 分岐しようとする配水管等の口径が 50mm以下であるとき。

ウ 配水管等から口径75mm以上の引込みを行うとき。

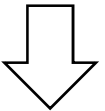
エ 口径40mm以上の量水器を設置するとき。（親メーターを含む。）



開発給水申請書提出（2部） 開発給水審査会開催日前週の金曜日まで（第1・第3金曜日）【申請者】



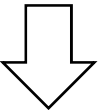
開発給水審査会にて審査（第2・第4木曜日）【草加市上下水道部】



開発給水承認通知書発行（審査会から1週間程度）【草加市上下水道部】

配水管（75mm以上）を布設する場合には、開発給水審査会後に水道工務課で設計を行うため、承認通知書の発行に1ヶ月程度かかります。

また、草加市水道事業開発給水取扱要綱第6条に基づき、下表のとおり開発事務費の納入が必要となります。



同意書の提出【申請者】

工事費	調査 設計費	管理 監督費	洗管 水量費
5,000,000円未満	6.80%	2.40%	1立方 メートル につき 170円
10,000,000円未満	5.50%	2.20%	
30,000,000円未満	3.30%	1.20%	
50,000,000円未満	2.60%	1.10%	
70,000,000円未満	2.10%	0.70%	
70,000,000円以上	2.00%	0.60%	